

株 主 各 位

名古屋市西区牛島町6番1号

タキヒョー株式会社

代表取締役 滝 一 夫
社長執行役員

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使についてのご案内に従って、2020年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年5月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市西区牛島町6番1号
名古屋ルーセントタワー 22階
タキヒョー株式会社 本社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第109期（自2019年3月1日至2020年2月29日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第109期（自2019年3月1日至2020年2月29日）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任
の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等
の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を
除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの内
容決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takihyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年3月1日)
(至 2020年2月29日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社の経営成績であります。コア事業であるボリュームゾーン（一般的な価格帯）の衣料品市場においては、消費者の低価格志向や、それに伴うサプライヤー（納入業者）間の厳しい価格競争が続いております。また、大手アパレルメーカーや大手GMS（量販店）は衣料品の売り場縮小を進め、一部の外資系ファストファッションは日本から撤退する一方で、EC（インターネットによる販売）による衣料品販売額は着実に増加するなど、衣料品市場は大きな転換期に入っていると認識しております。

こうした状況において当社は、全社テーマとして“バックホーム”（原点回帰）を掲げ、適正な利益率の確保と同時に付加価値の高い商品群の提案強化による売上挽回に取り組んでまいりました。また、中長期的課題としてB to C（小売事業）へのチャレンジやサステナビリティ（環境や限られた資源への負荷を意識した企業活動）に取り組んでいるところであります。

しかしながら、7月の記録的な日照不足や暖冬などの天候要因や、得意先に「引き付け型発注」（店頭の実需動向から発注時期を慎重に見極める）の傾向が強くなったことにより、年間を通して苦戦を強いられました。加えて、1月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、取扱商品の大半を占める中国の生産協力工場の操業停止の影響により春物・初夏物商品に納期遅延が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は60,274百万円（前期比7.0%減、うち新型コロナウイルス影響で7億4千万円減少）に止まることとなりました。損益面においては、減収の影響により、営業損益は103百万円の損失（前期は101百万円の営業利益）、経常損益は1百万円の利益（前期比99.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、前連結会計年度に計上していた減損損失1,507百万円の影響がなくなり、45百万円の純利益（前期は1,621百万円の純損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

＜アパレル・テキスタイル関連事業＞

主力のレディスアパレル卸売の減収に伴い、売上高は53,800百万円（前期比8.0%減）となりました。

＜賃貸事業＞

賃貸物件の取得に伴い、売上高は861百万円（前期比10.5%増）となりました。

＜その他＞

化成品事業の増収などに伴い、売上高は5,612百万円（前期比0.6%増）となりました。

② 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞と個人消費の減少、緊急事態宣言に伴う主要都市の小売店舗休業や営業時間短縮など、事業環境は極めて厳しくなると予測しております。このような状況下、当社では市場の変化に対応すべく、本年3月1日付けで組織改編を実施したところであります。レディスアパレル事業では、単品アイテム毎（カットソー・ボトムス・ニット・婦人服など）の組織を再編し、ヤング・ミセス双方の顧客層にトータルコーディネート（一定のコンセプトに沿ってシルエット・色彩・素材を組み合わせで提案）で訴求できる商品企画を強化してまいります。また、ベビー・キッズアパレル事業についても、新生児・トドラー・キッズの年齢層に応じた組織といたしました。組織改編に当たっては、外部の専門家も交えながら、改めて企画提案プロセスの見直しと企画力の向上を図ってまいります。加えて、全社横断組織として生産統括部を新設し、生産委託工場との連携強化、きめ細かい生産進捗管理を進め、品質のレベルアップに努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 区 分	第 106 期 (2017年 2 月期)	第 107 期 (2018年 2 月期)	第 108 期 (2019年 2 月期)	第 109 期 (当連結会計年度) (2020年 2 月期)
売 上 高	77,952	72,751	64,815	60,274
経常利益又は経常損失 (△)	1,089	△1,099	209	1
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	676	1,959	△1,621	45
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	72円55銭	210円04銭	△173円80銭	4円86銭
総 資 産	52,294	51,669	47,785	44,694
純 資 産	33,758	35,353	33,456	32,619
1株当たり純資産	3,595円56銭	3,763円34銭	3,558円94銭	3,469円15銭

- (注) 1. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第109期の期首から適用しており、第108期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 区 分	第106期 (2017年 2 月期)	第107期 (2018年 2 月期)	第108期 (2019年 2 月期)	第109期(当期) (2020年 2 月期)
売 上 高	72,011	66,469	58,331	54,274
経常利益又は経常損失 (△)	777	△1,018	281	△256
当期純利益又は当期純損失 (△)	502	2,185	△1,372	△203
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	53円91銭	234円31銭	△147円14銭	△21円81銭
総 資 産	48,649	47,966	44,298	41,182
純 資 産	29,979	31,722	30,158	29,137
1株当たり純資産	3,190円41銭	3,374円14銭	3,205円35銭	3,095円79銭

- (注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ティー・ティー・シー株式会社	287百万円	100.0%	グループ企業に対する機器リース及び不動産賃貸管理
ティー・エル・シー株式会社	200百万円	100.0	合成樹脂・化成品等の販売
瀧兵香港有限公司	10百万香港ドル	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
ティー・エフ・シー株式会社	50百万円	100.0	衣料品及び衣料用パターン・サンブルの製造販売
タキヒヨー(上海)貿易有限公司	3百万円	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザ	40百万円	100.0	当社商品の保管及び入出荷業務
タキヒヨー韓国株式会社	350百万ウォン	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な取扱い製品等
アパレル・テキスタイル関連事業	レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウェア、メンズアパレル、ゴルフウェア、テキスタイル等の企画・製造・販売、物流事業
賃 貸 事 業	不動産賃貸管理、事務機器等のリース
そ の 他	合成樹脂・化成品の販売等

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	愛 知 県
	東 京 支 店	東 京 都
	大 阪 支 店	大 阪 府
	ニ ュ ー ヨ ー ク 支 店	ア メ リ カ
	ミ ラ ノ 支 店	イ タ リ ア
株式会社タキヒヨー・ オペレーション・プラザ	犬 山 第 1 セ ン タ ー	愛 知 県
	犬 山 第 2 セ ン タ ー	
ティー・エフ・シー株式会社	北 陸 工 場	富 山 県
タキヒヨー（上海） 貿 易 有 限 公 司	大 連 分 公 司 タキヒヨー大連品質管理センター	中 国
	青 島 分 公 司	

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
887 名	18(減) 名

(注) 従業員数は期末の就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	330 名	3(減) 名	44.8 才	17.6 年
女 性	333	2(増)	34.9	9.0
合計または平均	663	1(減)	39.9	13.3

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	1,025百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	950
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	200
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	200

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,327,883株（自己株式272,117株を除く。）

(2) 株 主 数 6,470名

(3) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社キョクヨーホールディングス	千株 2,400	% 25.72
株式会社旭洋興産	420	4.50
株式会社三菱UFJ銀行	258	2.76
第一生命保険株式会社	240	2.57
タキヒョー取引先持株会	210	2.25
滝 茂夫	170	1.82
日本生命保険相互会社	164	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	124	1.33
三井住友信託銀行株式会社	120	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	115	1.23

- (注) 1. 当社は、自己株式272千株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

タキヒヨー株式会社2007年取締役新株予約権Bプラン（2007年6月22日発行）	
新株予約権の数(個)	27
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2007年6月23日から2027年6月22日まで (注1,2)
取締役の保有状況	保有者数 4名 保有数 27個 目的である株式の数 5,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2008年取締役新株予約権Bプラン（2008年6月20日発行）	
新株予約権の数(個)	64
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2008年6月21日から2028年6月20日まで (注1,3)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 64個 目的である株式の数 12,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2009年取締役新株予約権Bプラン（2009年6月19日発行）	
新株予約権の数(個)	53
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2009年6月20日から2029年6月19日まで (注1,4)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 53個 目的である株式の数 10,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2010年取締役新株予約権Bプラン（2010年6月18日発行）	
新株予約権の数(個)	47
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,400（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2010年6月19日から2030年6月18日まで (注1,5)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 47個 目的である株式の数 9,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2011年取締役新株予約権Bプラン（2011年6月17日発行）	
新株予約権の数(個)	73
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2011年6月18日から2031年6月17日まで (注1,6)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 73個 目的である株式の数 14,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2012年取締役新株予約権Bプラン（2012年6月22日発行）	
新株予約権の数(個)	61
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2012年6月23日から2032年6月22日まで (注1,7)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 61個 目的である株式の数 12,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2013年取締役新株予約権Bプラン（2013年6月21日発行）	
新株予約権の数(個)	71
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2013年6月22日から2033年6月21日まで （注1,8）
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 71個 目的である株式の数 14,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2014年取締役新株予約権Bプラン（2014年6月20日発行）	
新株予約権の数(個)	73
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2014年6月21日から2034年6月20日まで （注1,9）
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 73個 目的である株式の数 14,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2015年取締役新株予約権Bプラン（2015年6月19日発行）	
新株予約権の数(個)	69
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2015年6月20日から2035年6月19日まで （注1,10）
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 69個 目的である株式の数 13,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2016年取締役新株予約権Bプラン（2016年6月17日発行）	
新株予約権の数(個)	81
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2016年6月18日から2036年6月17日まで （注1, 11）
取締役の保有状況	保有者数 7名 保有数 81個 目的である株式の数 16,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2017年取締役新株予約権Bプラン（2017年6月16日発行）	
新株予約権の数(個)	79
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2017年6月17日から2037年6月16日まで （注1, 12）
取締役の保有状況	保有者数 7名 保有数 79個 目的である株式の数 15,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2018年取締役新株予約権Bプラン（2018年6月15日発行）	
新株予約権の数(個)	24
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2018年6月16日から2038年6月15日まで （注1, 13）
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 24個 目的である株式の数 4,800株

- (注) 1. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
2. 2007年新株予約権のうち2026年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
3. 2008年新株予約権のうち2027年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

4. 2009年新株予約権のうち2028年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
5. 2010年新株予約権のうち2029年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
6. 2011年新株予約権のうち2030年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
7. 2012年新株予約権のうち2031年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
8. 2013年新株予約権のうち2032年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
9. 2014年新株予約権のうち2033年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 2015年新株予約権のうち2034年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 2016年新株予約権のうち2035年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2017年新株予約権のうち2036年6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2018年新株予約権のうち2037年6月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 2017年9月1日付で実施した普通株式5株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況」における「目的である株式の数」について所要の調整をしております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	滝 茂 夫	
代表取締役 社長執行役員	滝 一 夫	営業本部長
取 専 務 執 行 役 員	岡 本 智	営業副本部長兼アパレル第二営業部担当
取 専 務 執 行 役 員	武 藤 篤	スタッフ部門統轄兼コメダ営業部担当兼経営企画部長
取 執 行 役 員	滝 祥 夫	生活関連事業開発室長
取 執 行 役 員	池 田 雅 彦	アパレル第一営業部婦人Ⅳ部・Ⅴ部・婦人服部・婦人販売部担当兼大阪支店長
取 執 行 役 員	柚 木 健太郎	アパレル第一営業部婦人Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部担当
取 締 役	前 川 明	
取 締 役	今 井 博	
常 勤 監 査 役	加 藤 佳 彦	
常 勤 監 査 役	丹 羽 卓 三	
監 査 役	鷲 野 直 久	
監 査 役	末 安 堅 二	

- (注) 1. 取締役の前川 明氏、今井 博氏は社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役の鷲野直久氏、末安堅二氏は社外監査役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の鷲野直久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 2020年3月1日付の地位、担当及び重要な兼職の異動

取締役 専務執行役員	岡本 智	営業副本部長
取締役 専務執行役員	武藤 篤	スタッフ部門統轄兼アパレル第一営業部担当兼コメダ営業部担当兼経営企画部長兼法務・コンプライアンス室長
取締役 執行役員	池田 雅彦	アパレル第一営業部副担当ヤング・トップス部、ヤング・ボトム部、ヤング・キャリア部管掌兼生産統括部管掌兼大阪支店長
取締役 執行役員	柚木 健太郎	アパレル第一営業部副担当ミッシー・ミセス部管掌兼総合企画室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	9 名	175,806千円	(うち、社外取締役2名 11,500千円)
監 査 役	4	32,200	(うち、社外監査役2名 11,500千円)
合 計	13	208,006	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、月額30,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）であります（1994年5月27日開催第83期定時株主総会決議）。また、別枠の報酬として株式報酬型ストックオプションを年額70,000千円以内の範囲で付与することを2007年5月23日開催の第96期定時株主総会において決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、月額8,000千円であります（1994年5月27日開催第83期定時株主総会決議）。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 前 川 明 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、大手百貨店の元取締役として幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行っております。

② 取締役 今 井 博 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、大手百貨店アパレルメーカーの元取締役として幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行っております。

③ 監査役 鷲 野 直 久 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門知識を活かしつつ、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行っております。

④ 監査役 末 安 堅 二 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査役会の全てに出席し、金融機関の元経営者として幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

32,000千円

(注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬額を含めております。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

なお、在外連結子会社の瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は9名の取締役で構成され、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとする。また、第106期から社外取締役を2名に増員して監督機能の強化を図っている。

監査役会を構成する監査役4名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務の執行を監査することとする。

当社は、歴史的に培われた経営哲学である「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を業務の適正を確保するための重要な行動指針に位置付けている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部」と「内部統制整備部」を置くこととする。

「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締役会へ報告を行うこととする。

また、法務・コンプライアンス室を設け、法的リスクの管理を強化することとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的に開催し、会社の経営戦略の見直しを図ることとする。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進することとする。

統合監査室は、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保することとする。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置することとする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施することとする。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項の

うち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図ることとする。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記（i）の報告及び統合監査室の内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告することとする。

(iii) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図ることとする。

(iv) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

統合監査室は「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査することとする。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、従業員の取締役からの独立性、及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合は、統合監査室の所属員に職務の遂行の補助を委嘱することとする。委嘱された統合監査室の所属員は、取締役から独立して、監査役の指示に従うこととする。また、委嘱された統合監査室の所属員の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得るものとする。

⑨ 監査役への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査役会に報告し、従業員は、直属上長及び統合監査室に報告する。また、監査役が必要と認めた場合、取締役及び統合監査室は業務内容等について監査役に報告する。

(ii) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受

けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、子会社の取締役会に出席する。また統合監査室は定期的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査役に監査結果を報告する。

(iii) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

統合監査室は、監査役と連携して、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監査することとする。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用等については、監査役の請求に応じすみやかに支払う体制とする。

⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役円滑な情報収集のため、会社の重要情報の事前または適時に報告する体制の整備を行うこととする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないこととする。

実際の対応に当たっては、総務部を統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っている。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループ

の内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っている。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じている。

統合監査室及び法務・コンプライアンス室は、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

③ 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っている。

定期的に行われる統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じている。

④ 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けている。

常勤監査役及び統合監査室は、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針の概要

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記②に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、

当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ／変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、2016年5月25日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認いただいて以降、独立役員である社外取締役を2名とし、取締役会の監督機能の更なる強化を図っております。

監査役会は、独立役員である社外監査役も参加し、各監査役は監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会への出席や重要書類の閲覧等の監査など取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまや得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容（概要は資料1のとおりです。）

A 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

B 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

ア 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条

の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

- イ 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

（注2）：議決権割合とは、

- ア 特定株主グループが、（注1）のア記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

- イ 特定株主グループが、（注1）のイ記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

C 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながることが重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- ア 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、
- イ 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

具体的には以下のとおりであります。

（A）意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明

書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

(B) 情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、(A) の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
- c 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- e 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- f 大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的

な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(C) 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

(D) 当社取締役会が、後記D (D) 記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）

を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- a 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- b 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- c 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- d 当社取締役会は、本件株主総会にて株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

D 大規模買付行為がなされた場合の対応

(A) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次のaからeまでに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記（C）の対抗措置をとることがあります。

- a 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為

- b 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- e 強圧的の二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記aからeに記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限ってとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

(B) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記 (C) の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

(C) 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を

取得する旨の取得条項を付けることがあります。

(D) 対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は上記 (A) 及び (B) に従い、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたします。但し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

(E) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

(ii) 株主及び投資家の皆さまに与える影響

A 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

B 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当を無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

C 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

D 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払込みを要することな

く、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

(iii) 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、2021年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

(iv) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

A 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えま

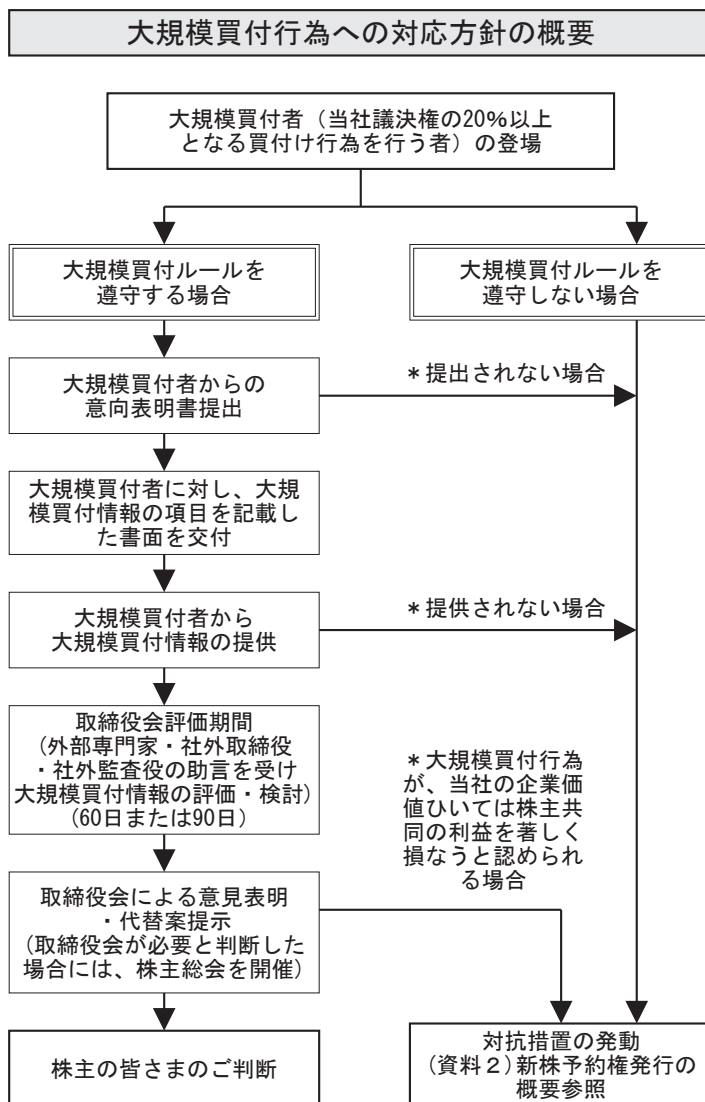
す。

B 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (A) 本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。
- (B) 本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。
- (C) 本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。
- (D) 当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (E) 以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

本対応方針の概要



新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に
対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除
く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当て
る。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的
となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行
可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を
除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的とな
る株式の数は1株とする。
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うもの
とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。
当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の
承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株
主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）
でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取
締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要
な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項に
ついては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の
者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が
別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めること
ができる。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しておりま
す。ただし、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株
当たり純資産は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,481	流 動 負 債	8,752
現 金 及 び 預 金	2,379	外 貨 支 払 手 形	2,123
受 取 手 形	1,161	買 掛 金	2,050
売 掛 金	9,127	短 期 借 入 金	1,133
商 品	3,210	1年内返済予定の長期借入金	925
前 渡 金	168	リ ー ス 債 務	8
前 払 費 用	154	未 払 金	1,963
リ ー ス 債 権	47	未 払 法 人 税 等	45
そ の 他	236	賞 与 引 当 金	76
貸 倒 引 当 金	△5	返 品 調 整 引 当 金	25
固 定 資 産	24,700	そ の 他	401
有 形 固 定 資 産	18,562	固 定 負 債	3,292
建 物	1,360	長 期 借 入 金	1,525
構 築 物	18	リ ー ス 債 務	4
機 械 及 び 装 置	20	退 職 給 付 引 当 金	87
車 両 運 搬 具	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	176
工 具、器 具 及 び 備 品	1,331	資 産 除 去 債 務	156
土 地	15,828	繰 延 税 金 負 債	1,051
建 設 仮 勘 定	2	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	61
無 形 固 定 資 産	21	そ の 他	228
借 地 権	10	負 債 合 計	12,045
ソ フ ト ウ ェ ア	6	純 資 産 の 部	
そ の 他	3	株 主 資 本	27,803
投 資 そ の 他 の 資 産	6,116	資 本 金	3,622
投 資 有 価 証 券	3,681	資 本 剰 余 金	4,148
関 係 会 社 株 式	1,216	資 本 準 備 金	4,148
出 資 金	21	利 益 剰 余 金	20,603
長 期 貸 付 金	43	利 益 準 備 金	806
長 期 滞 留 債 権	39	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,797
長 期 前 払 費 用	18	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,382
長 期 差 入 保 証 金	951	別 途 積 立 金	15,500
保 険 積 立 金	122	繰 越 利 益 剰 余 金	2,914
そ の 他	61	自 己 株 式	△570
貸 倒 引 当 金	△39	評 価・換 算 差 額 等	1,073
資 産 合 計	41,182	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	964
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	108
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		新 株 予 約 権	259
		純 資 産 合 計	29,137
		負 債・純 資 産 合 計	41,182

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年3月1日)
(至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		54,274
売 上 原 価		43,076
売 上 総 利 益		11,198
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△1
差 引 売 上 総 利 益		11,199
販売費及び一般管理費		11,534
営 業 損 失		334
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	112	
そ の 他	75	188
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
そ の 他	35	109
経 常 損 失		256
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	133	
固 定 資 産 売 却 益	9	143
特 別 損 失		
減 損 損 失	95	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	64	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	0	164
税 引 前 当 期 純 損 失		276
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20	
法 人 税 等 調 整 額	△93	△73
当 期 純 損 失		203

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年3月1日
至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		準 備 金	剰 余 金 計		固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2019年3月1日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,424	15,500	3,287	21,017
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△373	△373
当 期 純 損 失							△203	△203
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
土地再評価差額金の取崩							161	161
積立金の取崩					△41		41	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△41	—	△372	△414
2020年2月29日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,382	15,500	2,914	20,603

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 越 損 失	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2019年3月1日残高	△571	28,217	1,403	113	162	1,680	261	30,158
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△373						△373
当 期 純 損 失		△203						△203
自己株式の取得	△0	△0						△0
自己株式の処分	1	1						1
土地再評価差額金の取崩		161			△161	△161		—
積立金の取崩		—						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△439	△5	—	△444	△1	△446
当 期 変 動 額 合 計	1	△413	△439	△5	△161	△606	△1	△1,021
2020年2月29日残高	△570	27,803	964	108	0	1,073	259	29,137

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無 形 固 定 資 産……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
- (3) 返品調整引当金……返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……

<u>ヘッジ手段</u> 為替予約	<u>ヘッジ対象</u> 外貨建金銭債権債務
----------------------	---------------------------
- (3) ヘッジ方針……当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,457百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 50百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,246百万円 |
| 長期金銭債務 | 4百万円 |
| 3. 固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づくものであります。 | |
| 4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|-----------------|--------|
| | 221百万円 |
| 5. 債権流動化に伴う買戻義務 | 70百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | | | | | |
|-----------|------------|---|---|-------|----------|
| 関係会社との取引高 | 売 | 上 | 高 | 64百万円 | |
| | 仕 | 入 | 高 | 等 | 1,507百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | | | 10百万円 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	272,117株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	158百万円
返品調整引当金	7百万円
賞与引当金	23百万円
退職給付引当金	26百万円
役員退職慰労引当金	53百万円
貸倒引当金	13百万円
有価証券評価損	117百万円
減損損失	330百万円
その他	172百万円
計	903百万円
評価性引当額	△903百万円
繰延税金資産 合計	1百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	609百万円
資産除去債務	9百万円
その他有価証券評価差額金	366百万円
繰延ヘッジ損益	66百万円
繰延税金負債 合計	1,051百万円

繰延税金負債の純額

1,051百万円

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱タキヒヨー・ オペレーション ・プラザ	所有 直接 100%	・当社商品の保管及び 入出荷業務 ・当社が資金を借入 ・役員の兼任	資金の借入(注)	0	短期借入金	455
				利息の支払(注)	1		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザに対する資金の借入については、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。資金の借入の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,095円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 21円81銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 ※ | — |

※潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
愛知県他	事業用資産	建物等	95

当社は、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,840	流 動 負 債	8,511
現金及び預金	3,406	支払手形及び買掛金	4,813
受取手形及び売掛金	11,286	1年内返済予定の長期借入金	925
商品及び製品	3,452	リ ー ス 債 務	54
仕 掛 品	54	未 払 金	1,959
原材料及び貯蔵品	33	未 払 法 人 税 等	173
そ の 他	621	賞 与 引 当 金	98
貸倒引当金	△13	返品調整引当金	25
固 定 資 産	25,853	そ の 他	461
有形固定資産	20,715	固 定 負 債	3,563
建物及び構築物	2,457	長期借入金	1,525
機械装置及び運搬具	94	リ ー ス 債 務	16
工具、器具及び備品	1,388	退職給付に係る負債	192
土 地	16,772	役員退職慰労引当金	176
建設仮勘定	2	資産除去債務	187
無形固定資産	84	繰延税金負債	1,122
投資その他の資産	5,053	再評価に係る繰延税金負債	61
投資有価証券	3,721	そ の 他	282
出 資 金	22	負 債 合 計	12,074
長期貸付金	43	純 資 産 の 部	
長期差入保証金	1,001	株 主 資 本	31,332
保 険 積 立 金	122	資 本 金	3,622
繰延税金資産	49	資 本 剰 余 金	4,148
そ の 他	171	利 益 剰 余 金	24,131
貸倒引当金	△79	自 己 株 式	△570
資 産 合 計	44,694	その他の包括利益累計額	1,027
		その他有価証券評価差額金	953
		繰延ヘッジ損益	110
		土地再評価差額金	0
		為替換算調整勘定	△43
		退職給付に係る調整累計額	6
		新 株 予 約 権	259
		純 資 産 合 計	32,619
		負 債・純 資 産 合 計	44,694

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年3月1日)
(至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		60,274
売 上 原 価		48,416
売 上 総 利 益		11,857
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△1
差 引 売 上 総 利 益		11,858
販売費及び一般管理費		11,962
営 業 損 失		103
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	119	
そ の 他	90	210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
そ の 他	32	105
経 常 利 益		1
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	133	
固 定 資 産 売 却 益	116	250
特 別 損 失		
減 損 損 失	95	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	64	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	0	164
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		87
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	155	
法 人 税 等 調 整 額	△113	42
当 期 純 利 益		45
親会社株主に帰属する当期純利益		45

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年 3 月 1 日）
（至 2020年 2 月 29 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 ヘ ッ ジ 損 益
2019 年 3 月 1 日 残 高	3,622	4,148	24,297	△571	31,496	1,402	110
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△373		△373		
親会社株主に帰属する当期純利益			45		45		
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		
自 己 株 式 の 処 分			△0	1	1		
土地再評価差額金の取崩			161		161		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△448	0
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△165	1	△164	△448	0
2020 年 2 月 29 日 残 高	3,622	4,148	24,131	△570	31,332	953	110

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純 資 産 合 計
	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019 年 3 月 1 日 残 高	162	△21	45	1,698	261	33,456
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△373
親会社株主に帰属する当期純利益						45
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						1
土地再評価差額金の取崩	△161			△161		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	△21	△38	△509	△1	△510
連結会計年度中の変動額合計	△161	△21	△38	△670	△1	△836
2020 年 2 月 29 日 残 高	0	△43	6	1,027	259	32,619

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称：ティー・ティー・シー(株)、ティー・エル・シー(株)、瀧兵
香港有限公司、ティー・エフ・シー(株)、タキヒヨー（上海）貿易有限公司、
(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ、タキヒヨー韓国(株)

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー（上海）貿易有限公司の
決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、
当該決算日に係る計算書類を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が
生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会
社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原
価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商

品……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

製品・仕掛品・原材料……主として個別原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金……タキヒヨー㈱は返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……タキヒヨー㈱は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

主として、社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

長期差入保証金

40百万円

上記資産を買掛金12百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,515百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

221百万円

4. 債権流動化に伴う買戻義務

70百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,600,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	186	20.00	2019年2月28日	2019年5月30日
2019年9月30日 取締役会	普通株式	186	20.00	2019年8月31日	2019年10月28日
計		373			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	2020年2月29日	2020年5月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

144,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「(7) ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)をご参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	11,286	11,286	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,527	3,527	—
資産計	14,814	14,814	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,813	4,813	—
(2) 長期借入金	2,450	2,450	△0
負債計	7,263	7,263	△0
デリバティブ取引(*)	178	178	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は631百万円であり、売却益の合計額は133百万円、売却損の合計額は4百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得価額、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得価 額を超えるもの	(1) 株式	2,729	1,399	1,329
	(2) 債券			
	その他	86	79	6
	(3) その他	189	103	86
	小計	3,005	1,582	1,423
連結貸借対照表 計上額が取得価 額を超えないもの	(1) 株式	504	605	△100
	(2) 債券			
	その他	—	—	—
	(3) その他	17	19	△2
	小計	522	625	△102
合計		3,527	2,207	1,320

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりです。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額(百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	843	—	△2
	ユーロ	売掛金	946	—	24
	買建				
	米ドル	買掛金	13,492	—	158
	ユーロ	買掛金	500	—	△2
	中国元	買掛金	9	—	△0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	48	—	(注2)
	ユーロ	売掛金	124	—	
	買建				
	米ドル	買掛金	546	—	
	ユーロ	買掛金	35	—	
合計			16,547	—	178

(注)1. 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券 非上場株式	193

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	11,286	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
①債券				
社債	—	—	—	80
その他	—	—	—	—
②その他	—	—	—	207
合計	11,286	—	—	287

(注4) 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	200	1,325	—	—
リース債務	14	1	0	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション及び土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額（百万円）			連結決算日における時価 (百万円)
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	18,002	123	18,125	36,378

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち増加額は、不動産取得（393百万円）、減少額は、売却による減少（176百万円）、減価償却費（93百万円）であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する2020年2月期における損益

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (百万円)
賃貸等不動産	860	290	569	106

(注) その他損益は、固定資産売却益であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,469円15銭
2. 1株当たり当期純利益	4円86銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	4円79銭

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
愛知県他	事業用資産	建物等	95

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

タキヒヨー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 浩 彦 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 大 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 浩 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 野 大 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関しては、取締役の職務の執行も含め、今後とも継続的な見直しと改善が重要であると考えます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月13日

タキヒョー株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤 佳彦	㊞
常勤監査役	丹羽 卓三	㊞
社外監査役	鷲野 直久	㊞
社外監査役	末安 堅二	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、積極的かつ安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案し配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額186,557,660円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実と、業務執行の機動性の向上を目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 第2条（目的）について、2020年6月1日に予定しておりますティー・エル・シー株式会社（当社100%出資子会社）との合併に伴い、当社の定款に規定のないティー・エル・シー株式会社の事業目的を追加する等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略)	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
(12) 石油製品・紙器・工作機械・建設機械・運搬機械・各種自動車・農水産加工品・食料品・医薬品等の販売及び輸出入並びに合成樹脂加工及び販売	(12) 石油製品・プラスチック製品・紙製品・工作機械・建設機械・運搬機械・各種自動車・農水産加工品・食料品・飲料品・酒類・医薬品・医薬部外品・化粧品・日用品雑貨等の販売及び輸出入並びに合成樹脂加工及び販売
(13)～(19) (条文省略) (新設)	(13)～(19) (現行のとおり)
(20)～(22) (条文省略) (新設)	(20) 倉庫業及び貨物利用運送事業
(新設)	(21)～(23) (現行のとおり)
(新設)	(24) 椅子張生地、鞣材等の各種繊維製品の製造加工・売買及び輸出入
(新設)	(25) 農畜水産物の飼育、生産及びその器具機材の製造加工・売買及び輸出入
(新設)	(26) 住宅、店舗設備機器資材の製造加工・売買及び輸出入
(新設)	(27) セラミック原材料及びその製品の売買及び輸出入
(23) 前各号に付帯する一切の業務 (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(28) プラスチック加工機械及び成形金型の設計製作・売買及び輸出入 (29) 前各号に付帯する一切の業務 (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は15名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。 (新設) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 3. (条文省略) (新設) (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (取締役の選任) 第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。 3. 前二項の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 4. (現行のとおり) 5. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (取締役の任期) 第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (条文省略) 2. 取締役会の招集通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議を以て代表取締役を選定する。 (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。 2. (条文省略) (新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (現行のとおり) 2. 取締役会の招集通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議を以て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。 2. (現行のとおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第29条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第30条～第31条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議を以て常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集) 第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u> 第31条～第32条 (現行のとおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会</u>は、その決議を以て常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。 (監査等委員会の招集) 第34条 (削除) <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数を以て行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。</u> <u>(監査役会規則)</u> 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以て行う。</u> (削除) <u>(監査等委員会規則)</u> 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u> (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人 第<u>42</u>条～第<u>43</u>条（条文省略） 第7章 計 算 第<u>44</u>条～第<u>47</u>条（条文省略） （新設）	第6章 会計監査人 第<u>37</u>条～第<u>38</u>条（現行のとおりのとおり） 第7章 計 算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（現行のとおりのとおり） <u>附則（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>1. 当会社は、第109期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、第109期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役9名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	たき しげ お 滝 茂 夫 (1951年8月18日生)	1986年4月 当社入社 1989年5月 取締役シャンプール副担当 1990年9月 常務取締役アンクライン、ダナ・ キャラン担当 1993年3月 取締役副社長 1994年5月 取締役社長 2011年3月 取締役会長 2016年5月 代表取締役会長執行役員 現在に至る	170,590株
2	たき かず お 滝 一 夫 (1960年1月27日生)	1990年3月 当社入社 2003年3月 執行役員テキスタイル事業部副事 業部長兼テキスタイルⅡ部長兼企 画開発室長 2004年5月 取締役テキスタイル事業部長兼企 画開発室長 2008年3月 常務取締役テキスタイル事業部長 2008年9月 常務取締役テキスタイル事業部長 兼テキスタイルⅠ部長 2009年3月 常務取締役テキスタイル事業部長 兼テキスタイル企画営業部長 2010年3月 常務取締役営業部門副統轄 2011年3月 取締役社長 2016年5月 代表取締役社長執行役員 2019年9月 代表取締役社長執行役員営業本部長 現在に至る	113,460株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
3	おか もと さとし 岡 本 智 (1957年 8 月 16 日生)	1980年 4 月 当社入社 2000年 3 月 アパレル事業部ベビー・キッズⅠ部長 2005年 3 月 執行役員アパレル事業部ベビー・キッズⅠ部長兼ベビー・キッズⅡ部長 2008年 3 月 執行役員アパレル事業部婦人服部長 2008年 5 月 取締役アパレル事業部婦人服部長 2010年 3 月 取締役第 2 営業部統轄兼婦人服部長 2011年 3 月 常務取締役第 2 営業部統轄 2013年 3 月 専務取締役営業本部長 2016年 5 月 取締役専務執行役員営業本部長 2017年 11 月 取締役専務執行役員営業本部長兼アパレル第二営業部担当兼テキスタイル営業部担当兼国際営業部担当 2019年 3 月 取締役専務執行役員営業本部長兼アパレル第二営業部担当 2019年 9 月 取締役専務執行役員営業副本部長兼アパレル第二営業部担当 2020年 3 月 取締役専務執行役員営業副本部長現在に至る	14,400株
4	む とう あつし 武 藤 篤 (1956年 2 月 23 日生)	2006年 4 月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ部門担当 2006年 5 月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2007年 3 月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経営企画部長 2009年 3 月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経営企画部長 2012年 3 月 常務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2015年 3 月 専務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2016年 5 月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2019年 4 月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼コメダ営業部担当兼経営企画部長 2020年 3 月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼アパレル第一営業部担当兼コメダ営業部担当兼経営企画部長兼法務コンプライアンス室長現在に至る	9,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
5	いけ だ まさ ひこ 池 田 雅 彦 (1964年10月13日生)	1987年 4 月 当社入社 2007年 3 月 アパレル事業部婦人Ⅲ部長 2013年 3 月 執行役員アパレル営業部婦人Ⅲ部長 2013年 5 月 取締役アパレル営業部婦人Ⅲ部長 2015年 3 月 取締役婦人販売グループ統轄兼大阪支店長 2016年 3 月 取締役テキスタイル営業部統轄兼大阪支店長 2016年 5 月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼大阪支店長 2017年 3 月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼国際営業部統轄兼大阪支店長 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人Ⅳ部・Ⅴ部担当兼大阪支店長 2019年 3 月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人Ⅳ部・Ⅴ部・婦人服部・婦人販売部担当兼大阪支店長 2020年 3 月 取締役執行役員アパレル第一営業部副担当ヤング・トップス部、ヤング・ボトム部、ヤング・キャリア部管掌兼生産統括部管掌兼大阪支店長 現在に至る	3,000株
6	ゆ の き けん た ろう 柚 木 健 太 郎 (1965年 1 月23日生)	1987年 4 月 当社入社 2008年 3 月 アパレル事業部婦人Ⅴ部長 2013年 3 月 執行役員アパレル営業部婦人Ⅴ部長 2015年 3 月 執行役員アパレル営業部婦人Ⅱ部長 2016年 3 月 執行役員営業副本部長兼アパレル営業部婦人Ⅰ部長 2016年 5 月 取締役執行役員営業副本部長 2017年 3 月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレル第一営業部統轄 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部担当兼婦人Ⅱ部・Ⅲ部担当 2019年 3 月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部担当 2020年 3 月 取締役執行役員アパレル第一営業部副担当ミッシー・ミセス部管掌兼総合企画室長 現在に至る	4,100株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
7	いま い ひろし 今 井 博 (1952年7月17日生)	1975年4月 株式会社オンワード樫山（現 株式会社オンワードホールディングス）入社 2000年3月 同社執行役員ポールスミス事業本部長 2005年5月 同社取締役常務執行役員事業本部統括 2008年3月 同社執行役員ブランドマーケティング室長 2012年3月 同社執行役員レディス事業本部長 2014年3月 同社顧問 2015年5月 同社顧問退任 2015年6月 株式会社マインドウインド入社 同社常務取締役レディス事業部長 2016年5月 当社社外取締役 2019年1月 株式会社マインドウインド退社 現在に至る	200株
8	お がさわら たけし 小笠原 剛 (1953年8月1日生)	1977年4月 株式会社東海銀行入行 2004年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 2004年6月 同行取締役執行役員 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 2007年5月 同行常務執行役員 2008年6月 同行常務取締役 2011年5月 同行専務取締役 2012年6月 同行取締役副頭取 2016年6月 同行常任顧問 2018年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者を取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 滝茂夫氏につきましては、当社の経営者として長年にわたる豊富な経験と実績を有していることから、経営全般に関する卓越した知見を活かしていただくため、取締役候補者としました。
- (2) 滝一夫氏につきましては、テキスタイル事業をはじめとした当社事業の全般に精通し、2011年3月に当社の取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者としました。

- (3) 岡本智氏につきましては、アパレル事業全般に関する豊富な経験と実績を有し、当社の営業部門の責任者として業容拡大に尽力していることから、取締役候補者としました。
 - (4) 武藤篤氏につきましては、経営財務に関する豊富な経験と実績を有し、当社のスタッフ部門の責任者としてガバナンスに尽力していることから、取締役候補者としました。
 - (5) 池田雅彦氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を当社の経営に活かしていただくため、取締役候補者としました。
 - (6) 柚木健太郎氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を当社の経営に活かしていただくため、取締役候補者としました。
 - (7) 今井博氏につきましては、大手百貨店アパレルメーカーの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。
 - (8) 小笠原剛氏につきましては、金融機関の経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。
3. 今井博、小笠原剛の両氏は、社外取締役候補者となります。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 当社は、今井博氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
また、小笠原剛氏が選任された場合も同様に同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
 - (2) 今井博氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。
 - (3) 当社と今井博氏は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、同氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。
また、小笠原剛氏が選任された場合も同様に同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	に わ た く ぞう 丹 羽 卓 三 (1964年10月23日生)	1989年4月 当社入社 2012年3月 経理部長 2013年3月 監査室長 2015年5月 常勤監査役 現在に至る	4,200株
2	わし の なお ひさ 鷺 野 直 久 (1959年8月25日生)	1984年4月 大成建設株式会社入社 1988年3月 同社退社 1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）名古屋事務所入所 1998年5月 同法人退所 1998年6月 有限会社鷺野経営サービス代表取締役（現任） 2001年1月 鷺野公認会計士事務所所長（現任） 2009年5月 当社社外監査役（現任） 2019年1月 税理士法人鷺野会計代表社員 現在に至る	5,900株
3	きく ま ゆき の 菊 間 千 乃 (1972年3月5日生)	1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2011年12月 弁護士登録 2011年12月 弁護士法人松尾綜合法律事務所入所（現任） 2018年6月 株式会社コーセイ社外取締役 現在に至る	一株

(注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者を監査等委員である取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。

(1) 丹羽卓三氏につきましては、当社の経理財務及び内部監査の責任者を務めた経験と監査役としての実績を、当社の監査体制に活かしていただくため監査等委員である取締役候補者となりました。

(2) 鷺野直久氏につきましては、公認会計士としての専門的分野を含めた幅広い見識と豊富な実務経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で当社の監査体制を強化いただくため監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(3) 菊間千乃氏につきましては、弁護士及びマスメディア関係者として有する幅広い見識と豊富な実務経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で当社の監査体制を強化いただくため監査等委員である社外取締役候補者となりました。

3. 鷺野直久、菊間千乃の両氏は監査等委員である社外取締役候補者となります。監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。

(1) 鷺野直久氏につきまして、当社は既に東京証券取引所及び名古屋証券取引所

に対し独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

また、菊間千乃氏につきましても東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。

- (2) 鷲野直久氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、11年となります。
4. 当社と丹羽卓三、鷲野直久の両氏は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、改めて責任限定契約を締結する予定です。
- また、菊間千乃氏が選任された場合も、同氏との間で同様に責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1994年5月27日開催の第83期定時株主総会において月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を含まない。）をご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を移行前と同額の月額30百万円以内、そのうち社外取締役分につきましては、社外取締役の増員や今後の経営体制の強化も考慮して、月額3百万円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、月額8百万円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの内容
決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2007年5月23日開催の第96期定時株主総会において、当社の取締役を対象に株式報酬型ストックオプションの導入についてご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆さまと価値を共有することを目的とし、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」でご承認いただく予定の報酬とは別枠の年額70百万円以内の範囲内で、下記の内容でストックオプションとしての新株予約権を発行することといたしたく存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式1株当たり行使額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」となります。新株予約権の割り当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額の払込に代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされることを予定しております。

支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任を願いたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く及び社外取締役を除く。）は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの内容について

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株

式数に分割または併合の比率において比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の個数は、175個を上限とする。

(3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として、取締役会にて定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際し出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

付与する新株予約権は、在任中に限り行使することができるもの（以下「Aプラン」という）と、取締役退任後に限り行使することができるもの（以下「Bプラン」という）とし、それぞれ行使することができる期間は以下のとおりとする。

Aプラン 割当日の翌日より7年間とする。

Bプラン 割当日の翌日より20年間とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

Aプラン 当社取締役として在任中に限り新株予約権を行使することができる。

Bプラン 当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

なお、その他の新株予約権の行使の条件については、本定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と割当てを受けた取締役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

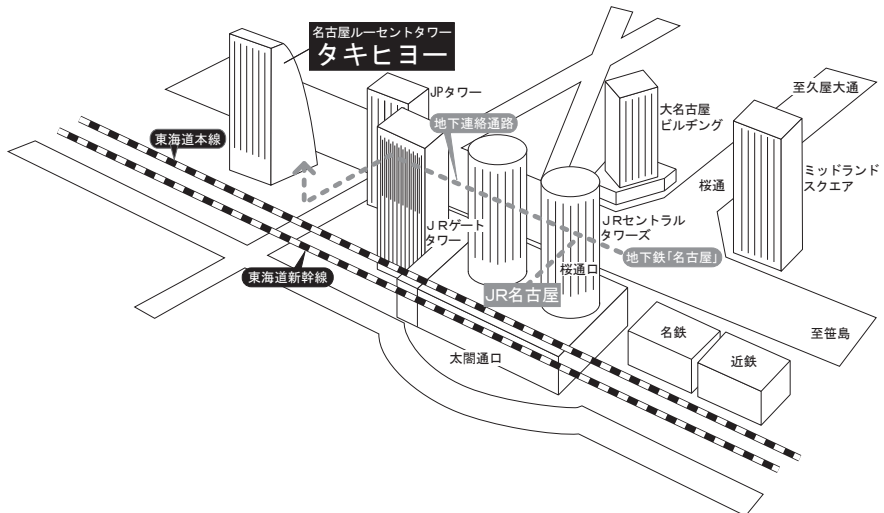
記

会 場 名古屋市西区牛島町6番1号
名古屋ルーセントタワー 22階
タキヒョー株式会社 本社会議室

交通機関

地下鉄 東山線「名古屋」駅から地下連絡通路
ルーセントアベニュー直結 徒歩10分

自家用車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



新型コロナウイルスの影響など、諸般の事情を鑑み、お土産を中止させていただきます。

当日株主総会に出席を予定されている株主の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜ります様宜しくお願い申し上げます。